

第10回

父が亡くなったのですが…  
不動産が随分前に亡くなった叔父の名義

相続人同士が「争わない」ようにすることが円滑な相続対策の肝要といえるが、「争い」がなくても相続できないケースが存在する。例えば、不動産の名義がずいぶん前に亡くなった叔父だったら…。対応策となる遺産分割協議書について解説する。

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

の、戸籍 Eよりも前に両親が収集して死亡していることがわかっていけば、E死亡時に両親が相続人でないことがわかります。他方でEの後に両親が死亡している場合で、E死亡後に両親が離婚し更に内容が複雑になり、何が判明するかわかりませんが、Dが先に死亡している場合は、Dが先に死亡している場合は、Dの子だけがDの子ですが、Dが後に死亡しているとする、相続関係はDがAを相続してからDが死亡したことになるのDの子だけでなくDの配偶者も関係してきてしまいます。したがって、集める戸籍類も変わってきます。

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

【争いの無い相続手続は簡単なのか?】  
Aよりも先に亡くなった兄Eと、た姉Gがいる。Aの両親は、Aの兄Eが亡くなるよりも前に亡くなっている。

この場合、Eの出生が死亡までの戸籍を集めたところ、Eは一度も結婚しておらず、子供もいないことが判明したとします。

「相続手続が出来無いのだが」となるきっかけは不動産だったりすることが多いので、以下、仮の例を設定して解説致します。遺産分割協議書作成までの全体的話までは紙面の都合上できないので、主に相続人を確定していく手続の部分についてピックアップしてみようかと思えます。

【仮に設定した事例】  
被相続人：A  
相続人：B(Aの妻)、C(Aの長男)、D(Aの次男)  
なお、Aには随分前

紙面の都合上(1)で、遺産分割協議書を作成して相続手続を遂行する場合

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

「争い」なくても相続できないケースは意外に多い  
対応策は「遺産分割協議書」

今月の筆者

元ヴィジュアル系バンドドラマー。相続・遺言・成年後見をメインに扱う。相続では「父がチューバー」、「大量の楽器がある」等のややこしい問題にも対応してくれる。楽器プレイヤーならではのサービス展開もしている。



渡健行政書士事務所  
代表/行政書士  
渡 健

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会  
東京都千代田区神田東松下町28番地  
小林ビル101 ☎03-3527-1876  
http://www.fudosan-pro.biz/